

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年二月二十日から適用する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後		改 正 前	
別表 注 1～3	(略)	別表 注 1～3	(略)	別表 注 1～3	(略)
第1部～第13部		第1部～第13部	(略)	第1部～第13部	(略)
		第14部	追 括 補	第14部	追 括 補
		注	射	注	射
			表		表
		題	格	題	格
		單	位	單	位
		目	名	目	名
<u>(△)</u>					
エレビジス	点滴静注	1患者当たり	304,972,042	1患者当たり	304,972,042